

○総務省告示第三百六十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十号）の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第四項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和五年十月二十七日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(地震の影響) 第四条の二十 [略] 2 地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。 「一・二 略」 三 液面揺動の設計水平震度は次の式によること。 イ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第十二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 〔図 略〕 ロ 区域令別表第十六号から第二十一号までに掲げる地区ごとの区域 〔図 略〕 ハ 区域令別表第二号の二、第四号、第十一号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図 略〕	(地震の影響) 第四条の二十 [同上] 2 [同上] 「一・二 同上」 三 [同上] イ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる地区ごとの区域 〔図 同上〕 ロ 区域令別表第十五号から第二十号までに掲げる地区ごとの区域 〔図 同上〕 ハ 区域令別表第二号の二、第四号、第十号、第三十一号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省
経済産業省告示第一号
国土交通省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百六十号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年 通商産業省、運輸省、
建設省、自治省 令第二号）第五十五条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年 通商産業省、
建設省、

運輸省、
自治省 告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和五年十月二十七日

総務大臣 鈴木 淳司

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
(地震の影響) 第六十八条の七　〔略〕 2　地震の影響に関する特定屋外タンクの設計震度等の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。 〔一・二　略〕 二の二　液面揺動の設計水平震度は、次の式によること。 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第十二号、第二十二号及び第二十三号に掲げる地区ごとの区域 〔図　略〕 ロ　区域令別表第十六号から第二十一号までに掲げる地区ごとの区域 〔図　略〕 ハ　区域令別表第二号の二、第四号、第十一号、第三十二号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図　略〕 〔三　略〕	(地震の影響) 第六十八条の七　〔同上〕 2　〔同上〕 〔一・二　同上〕 二の二　〔同上〕 イ　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この号において「区域令」という。）別表第二号、第十一号、第二十一号及び第二十二号に掲げる地区ごとの区域 〔図　同上〕 ロ　区域令別表第十五号から第二十号までに掲げる地区ごとの区域 〔図　同上〕 ハ　区域令別表第二号の二、第四号、第十号、第三十一号及び第三十四号から第三十九号までに掲げる地区ごとの区域 〔図　同上〕 〔三　同上〕

備考　表中の「」の記載は注記である。